

令和5年度  
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業 受講生募集要項

【特別支援学校早期委託訓練コース（1か月）】

1 目的

特別支援学校高等部等（以下「支援学校高等部等」という。）に在籍する生徒で、卒業後の就職先が内定していない就職希望者を対象に、障害者委託訓練を活用して、職業能力開発を推進し、教育から一般就労への切れ目のない就職支援のため、「特別支援学校早期委託訓練」を実施する。

2 主催

京都府

3 受講対象者

次のすべての要件を満たす者

- (1) 支援学校高等部等に在籍する生徒のうち、10月1日以降の時点で卒業後の就職先が内定しておらず、翌年3月に卒業予定の就職希望者
- (2) 公共職業安定所長より受講推薦を受けた者
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者

4 訓練科目名等

訓練科名	訓練期間	定員
特別支援学校早期委託訓練科（1か月）	1か月以内 （60時間以上 100時間以下）	各事業所 1名ずつ 程度

5 募集期間

募集期間	申込受付場所
令和5年9月1日から随時受付 （令和6年1月31日まで随時受け付ける。ただし、定員に達すれば募集を終了する。）	各公共職業安定所

※ 受講申込受付時間は、平日（月～金曜日）の8：30～17：15。  
（土曜日、日曜日と祝日の受付は行わない。）

※ 定員に達したときは、京都労働局を通じて、各公共職業安定所に連絡する。

## 6 受講者の決定

- (1) 京都府と訓練実施事業所が面談を実施し、受講者を決定する。
- (2) 面談は、随時実施する。

## 7 訓練実施日程等

訓練実施期間は、本人及び訓練実施事業所の状況や希望に応じて決定する。

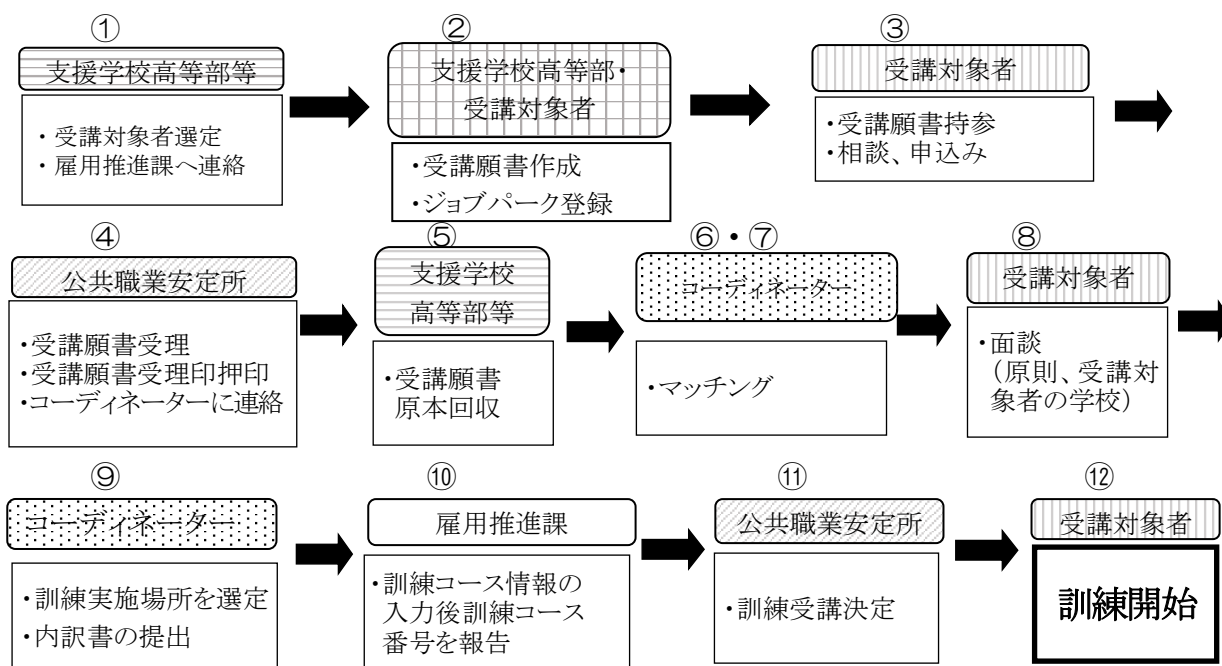
## 8 応募関係書類と訓練受講までの流れ

### (1) 応募関係書類

#### ○ 受講願書

※ 受講願書の記載事項（個人情報の取扱い等）について同意された場合のみ申込みを受け付けることとする。

### (2) 訓練受講までの流れ



- ① 支援学校高等部等は、当該訓練の受講を希望する受講対象者の選定を行った後、京都府商工労働観光部雇用推進課（以下「雇用推進課」という。）へ連絡をする。  
（連絡先：075-682-8913）
- ② 支援学校高等部等は、受講対象者とともに、受講願書作成及び京都ジョブパーク登録を行う。なお、同登録をすることで自動的に保険加入となる。  
ア 受講対象者は、受講願書の「本人記入欄」に必要事項を記入する。  
イ 支援学校高等部等は、受講願書の「支援学校等記入欄」に必要事項を記入する。
- ③ 受講対象者は、原則、学校の所在地を管轄する公共職業安定所（南丹市以南は障害者職業相談室）に8(1)の受講願書を持参し、相談と求職の申込みを行う。（進路指導担当者が同行する。）
- ④ 公共職業安定所は、訓練受講が適切と思われるときは、受講対象者より8(1)の受講願書を受け取り、受講願書の「公共職業安定所記入欄」を記入、受理印押印後、受講対象者に渡す。手続き完了後、コーディネーターに受講申込があったことを連絡する。  
（連絡先：075-682-8029）

- ⑤ 支援学校高等部等は、8(1)の受講願書の原本を回収する。
- ⑥ コーディネーターは、支援学校高等部等及び公共職業安定所と連携して、受講対象者とのマッチングを行う。
- ⑦ コーディネーターは、支援学校高等部等の進路指導担当者と訓練実施事業所の日程を調整のうえ、面談の日時、場所を決定し、支援学校高等部等の進路指導担当者を通じて受講対象者へ通知する。

面談は原則として受講申込者の在籍する学校にコーディネーターと訓練実施事業所が出向いて行う。
- ⑧ 受講対象者は、受講願書原本を持参のうえ、指定の日時に面談を受ける。
- ⑨ コーディネーターは、支援学校高等部等、公共職業安定所及び受託先事業所と協議し、訓練実施場所を選定した後、申込みのあった各公共職業安定所に「カリキュラム及び日程表」(写)と「受託申込書」(写)を提出する。
- ⑩ 雇用推進課は、ハローワークシステムに訓練コース情報を入力し、付されたコース番号を公共職業安定所に報告する。
- ⑪ 公共職業安定所は、訓練の受講を決定する。
- ⑫ 訓練を開始する。

## 9 訓練中のサポート

支援学校高等部等及びコーディネーターは、訓練中2～3回訪問しサポートを行う。

## 10 受講あっせん

すべて「受講推薦」となる。

## 11 訓練修了後の支援

京都ジョブパークはあとふるコーナーは、訓練の評価をもとに、支援学校高等部等や公共職業安定所と連携して訓練受講者の就職に向けた支援を行う。

## 12 その他

受講料は無料。ただし、訓練実施場所までの交通費、昼食代等は自己負担とする。